

(証券コード1826)
2021年6月3日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
代表取締役社長 土屋 三幸

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会会場へのご来場を極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。

なお、接触感染リスク軽減のため、本年はお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satakensetsu.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスクを着用し、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satakensetsu.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響および国内における再拡大に対して繰り返し発出された緊急事態宣言が経済活動に大きく影響を及ぼし、景気は先行き不透明な状況で推移しております。

建設業界におきましては、公共建設投資は比較的堅調に推移しているものの、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う経済活動の自粛の影響、加えて消費税増税の反動減の影響もあり、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連104億6千万円(前期比1.9%減)、建築関連187億8千9百万円(前期比49.8%増)、兼業事業3億5千8百万円(前期比12.6%減)となり、合計で前期と比べ59億8千9百万円増加し296億8百万円(前期比25.4%増)となりました。

売上高は、土木関連137億2千3百万円(前期比9.4%増)、建築関連176億6百万円(前期比25.2%減)、兼業事業3億5千8百万円(前期比12.6%減)となり、合計で前期と比べ48億4百万円減少し316億8千9百万円(前期比13.2%減)となりました。

繰越高は、土木関連75億5千7百万円(前期比30.2%減)、建築関連99億4千1百万円(前期比13.5%増)となり、合計で前期と比べ20億8千万円減少し174億9千9百万円(前期比10.6%減)となりました。

営業利益は、売上高の減少や不採算工事完成等により、前期に比べ5億3千2百万円減少し10億6百万円(前期比34.6%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ5億4千9百万円減少し10億1千3百万円(前期比35.1%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産除却損2千9百万円の計上などもあり、前期と比べ4億7千1百万円減少し6億5千1百万円(前期比42.0%減)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連95億5千6百万円(前期比2.9%増)、建築関連145億6千7百万円(前期比76.8%増)、兼業事業3億4千5百万円(前期比16.4%減)となり、合計で前期と比べ65億2千6百万円増加し244億7千万円(前期比36.4%増)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連39.6%、建築関連60.4%であり、発注者別比率では、官公庁工事49.4%、民間工事50.6%であります。

売上高は、土木関連126億6千2百万円(前期比12.7%増)、建築関連136億2千8百万円(前期比28.1%減)、兼業事業3億4千5百万円(前期比16.4%減)となり、合計で前期と比べ39

億6千8百万円減少し266億3千6百万円(前期比13.0%減)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連48.2%、建築関連51.8%であり、発注者別比率では、官公庁工事55.0%、民間工事45.0%であります。

繰越高は、土木関連74億5千7百万円(前期比29.4%減)、建築関連90億3千5百万円(前期比11.6%増)となり、合計で前期と比べ21億6千5百万円減少し164億9千3百万円(前期比11.6%減)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連45.2%、建築関連54.8%であり、発注者別比率では、官公庁工事57.5%、民間工事42.5%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ4億6千万円減少し6億5千2百万円(前期比41.4%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ4億5千7百万円減少し7億7千9百万円(前期比37.0%減)となりました。

当期純利益は、固定資産除却損2千9百万円の計上などもあり、前期に比べ4億4千6百万円減少し5億4千万円(前期比45.2%減)となりました。

② 部門別の事業の状況

(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	10,821	10,460	13,723	7,557
	建築関連	8,758	18,789	17,606	9,941
小 計		19,579	29,249	31,330	17,499
兼 業 事 業		—	358	358	—
合 計		19,579	29,608	31,689	17,499

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	10,563	9,556	12,662	7,457
	建築関連	8,096	14,567	13,628	9,035
小 計		18,659	24,124	26,290	16,493
兼 業 事 業		—	345	345	—
合 計		18,659	24,470	26,636	16,493

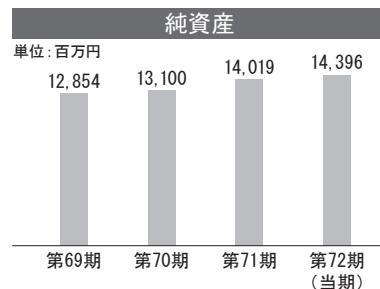
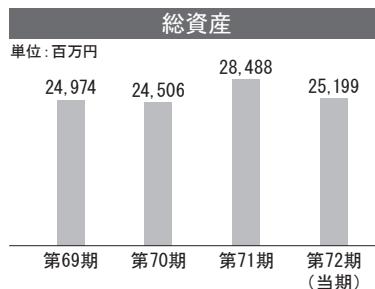
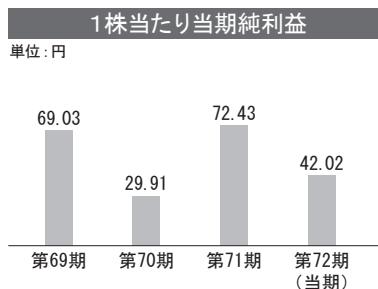
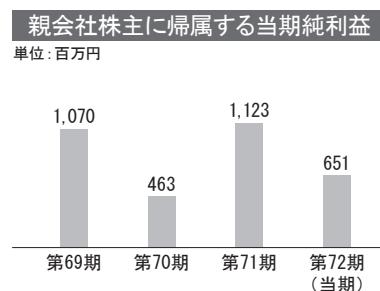
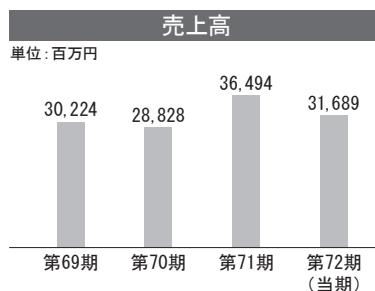
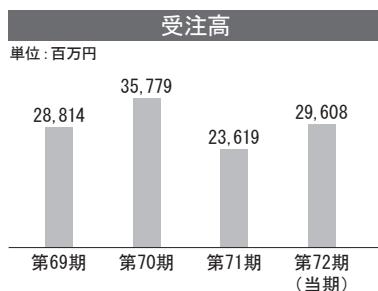
1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期(当期)
受注高(百万円)	28,814	35,779	23,619	29,608
売上高(百万円)	30,224	28,828	36,494	31,689
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,070	463	1,123	651
1株当たり当期純利益(円)	69.03	29.91	72.43	42.02
総資産(百万円)	24,974	24,506	28,488	25,199
純資産(百万円)	12,854	13,100	14,019	14,396

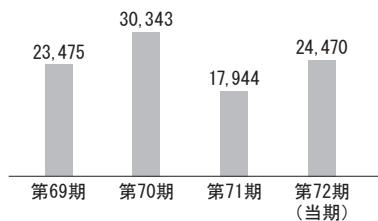


② 当社の状況

項目 \ 期別	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期(当期)
受注高(百万円)	23,475	30,343	17,944	24,470
売上高(百万円)	24,118	23,614	30,604	26,636
当期純利益(百万円)	879	401	987	540
1株当たり当期純利益(円)	56.74	25.87	63.67	34.85
総資産(百万円)	21,939	21,712	25,344	22,388
純資産(百万円)	11,329	11,513	12,295	12,561

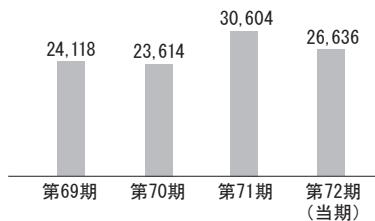
受注高

単位:百万円



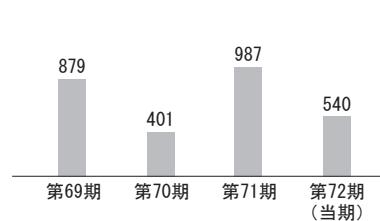
売上高

単位:百万円



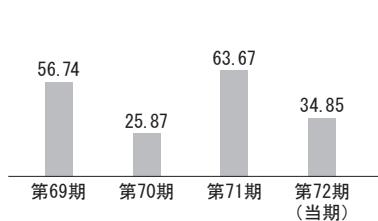
当期純利益

単位:百万円



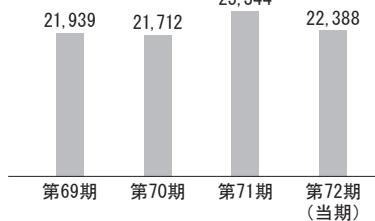
1株当たり当期純利益

単位:円



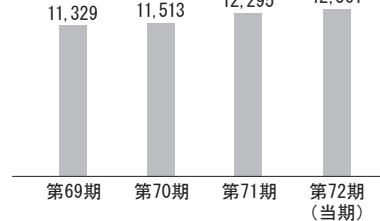
総資産

単位:百万円



純資産

単位:百万円



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の段階的な支援対策により緩やかな持ち直しの動きがあるものの、経済活動制限による景気への影響も大きく、本格的な回復には時間を要するものと見られます。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移することが予想されますが、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的影響が懸念され、また建設技術者・技能労働者の担い手確保、労務・原材料価格の上昇懸念など不透明な状況が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社グループは「中期経営計画（2020～2022期）」の方針に従い、①安定的な受注と利益の確保、②提案型営業・設計施工の推進、③働き方改革の推進、④優秀な人材の採用と育成の確実な遂行に最大限の努力をしております。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-30）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（3）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業などを行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 小 山 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子 会 社			
佐田道路(株)	群 馬 県 前 橋 市	彩 光 建 設 (株)	埼 玉 県 さいたま市
(株)島田組	群 馬 県 桐 生 市	(株)前橋機材センター	群 馬 県 前 橋 市
(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
475名	4名増	46.9才	21.4年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
382名	7名増	45.8才	23.4年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	84百万円
株式会社群馬銀行	50百万円
株式会社足利銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,512,232株（自己株式9,001株を除く）
 ③ 当事業年度末の株主数 5,422名（前期末比595名減）
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,207百株	5.9%
佐田建設従業員持株会	7,318	4.7
斉丸千代	6,778	4.4
株式会社群馬銀行	6,371	4.1
佐田建設伸佐会持株会	6,155	4.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,410	2.8
LGT BANK AG A/C M. S.	3,821	2.5
株式会社ヤマト	3,222	2.1
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	3,045	2.0
東京石灰工業株式会社	2,600	1.7

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（9,001株）を控除して計算しております。
 2. 2021年3月3日付で、重田光時氏より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2021年2月24日現在で同氏が776千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,800株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 三 幸	
取 締 役	柳 下 憲 司	建築本部長
取 締 役	中 村 和 夫	管理本部長
取 締 役	赤 石 和 弘	営業本部長
取 締 役	星 野 克 行	土木本部長
取 締 役	荒 井 清 彦	経営企画室長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士
常 勤 監 査 役	渡 邊 秀 幸	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士、カネコ種苗株式会社社外取締役
監 査 役	木 部 和 雄	群馬県人事委員会委員・株式会社群馬銀行相談役
監 査 役	増 田 順 一	税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

- ① 2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、荒井 清彦氏は、新たに取締役に選任され就任し、多田 満之氏は、第71回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 - ② 2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、渡邊 秀幸、木部 和雄の両氏は、新たに監査役に選任され就任し、荒井 清彦、関口 卓男の両氏は、第71回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。
2. 取締役林 章、富岡 政明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 取締役富岡 政明、監査役丸山 和貴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 監査役木部 和雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	36	25	9	2	9
(うち社外取締役)	(5)	(4)	(0)	(—)	(2)
監査役	15	13	2	—	6
(うち社外監査役)	(7)	(6)	(1)	(—)	(3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項

a. 決定方針の決定方法

2021年3月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

b. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系およびインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。

報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、原則、基本報酬のみとしています。業績連動報酬等を支給することができるものとしています。

c. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しています。

d. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の業績達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として、一定の時期に支給しています。連結営業利益を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していることによるものです。

なお、当期の連結営業利益は、1,006百万円であり、これに応じた額を株主総会決議に基づき支給する予定です。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額3,600万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を取締役会で決定し、一定の時期に支給しています。

種類別の報酬割合は、役位に応じて設定する年額の総報酬額を基礎に、上位の役位ほど業績連動報酬の割合を高く設定しています。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬等を、報酬額の決定方針に則り各取締役の担当部門業績を踏まえ検討した結果として提示したものであり、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法および報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役会は、社外取締役の意見も反映し監督機能を十分に果たさなければならぬものとしています。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役および監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金 銭 報 酬	月額150万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	9名
取締役 (社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額360万円以内	2020年6月25日開催の第71回定時株主総会	6名
監査役	金 銭 報 酬	月額300万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	3名

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	丸山 和貴	カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。

監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会のうち就任後に開催された11回すべてに出席し、監査役会には就任後に開催された7回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。
監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役林 章氏、富岡 政明氏および社外監査役丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	2人	5百万円
社 外 監 査 役	3人	7百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの

算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部が内部監査を兼担する。経営企画部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するため

に、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。
取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。
- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。
取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。
取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。
経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。
経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。
執行役員会議は定例取締役会後開催する。
執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。

- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,311	流動負債	9,354
現金預金	9,604	支払手形	2,559
受取手形	54	工事未払金	3,943
完成工事未収入金	10,242	買掛金	96
売掛金	88	短期借入金	232
未成工事支出金	1	1年内償還予定の社債	480
材料貯蔵品	85	未払金	81
未収入金	183	未払法人税等	210
その他	50	未成工事受入金	938
		未払消費税等	86
		完成工事補償引当金	48
		賞与引当金	402
		役員賞与引当金	11
		工事損失引当金	37
		債務保証損失引当金	83
		その他	142
固定資産	4,887	固定負債	1,448
有形固定資産	4,029	社債	790
建物・構築物	892	長期借入金	52
機械・運搬具	149	長期未払金	3
工具器具・備品	42	再評価に係る繰延税金負債	445
土地	2,883	退職給付に係る負債	105
その他	61	その他	51
無形固定資産	161	負債合計	10,802
ソフトウェア	4	(純資産の部)	
電話加入権	31	株主資本	13,427
その他	126	資本金	1,886
		資本剰余金	2,048
投資その他の資産	696	利益剰余金	9,497
投資有価証券	460	自己株式	△3
破産更生債権等	42	その他の包括利益累計額	968
繰延税金資産	179	その他有価証券評価差額金	0
その他	56	土地再評価差額金	967
貸倒引当金	△42	純資産合計	14,396
資産合計	25,199	負債・純資産合計	25,199

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	31,330	
兼業事業売上高	358	31,689
売 上 原 価		
完成工事原価	29,012	
兼業事業売上原価	288	29,300
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,318	
兼業事業総利益	70	2,388
販売費及び一般管理費		1,382
営業利益		1,006
営業外収益		
受取利息配当金	2	
その他営業外収益	16	18
営業外費用		
支払利息	7	
その他営業外費用	3	11
経常利益		1,013
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	29	29
税金等調整前当期純利益		985
法人税、住民税及び事業税	314	
法人税等調整額	18	333
当期純利益		651
親会社株主に帰属する当期純利益		651

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2020年4月1日残高	1,886	2,048	9,125	△5	13,053
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 279		△ 279
親会社株主に帰属する当期純利益			651		651
自己株式の取得				△ 0	△ 0
譲渡制限付株式報酬		△ 0		2	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△ 0	372	2	374
2021年3月31日残高	1,886	2,048	9,497	△ 3	13,427

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2020年4月1日残高	△1	967	965	14,019
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 279
親会社株主に帰属する当期純利益				651
自己株式の取得				△ 0
譲渡制限付株式報酬				2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	2		2	2
連結会計年度中の変動額合計	2		2	376
2021年3月31日残高	0	967	968	14,396

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金

個別原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- ③ 引当金の計上基準
1. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 2. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。
 3. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 4. 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 5. 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
 6. 債務保証損失引当金
債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
1. 退職給付に係る会計処理
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 2. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
 3. 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
 4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高

- ・当期連結計算書類に計上した金額 19,144百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を採用しております。工事進行基準による完成工事高は、工事毎に工事収益総額及び工事原価総額について信頼性ある見積りを行い、工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合を工事進捗度として、工事収益総額に乗じて算定しております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、気象条件、施工条件、資機材価格、作業効率等さまざまな要素があります。それら主要な仮定について適時・適切に見積りを行っておりますが、主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度の完成工事高が増減する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

- ・当期連結計算書類に計上した金額 179百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得が十分に見込まれる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得の見積りに際して、受注見込高や工事利益率等を主要な仮定として、一時差異のスケジューリングを考慮して回収可能性を見積っております。

翌連結会計年度以降、主要な仮定に変動が生じ、将来の課税所得の見積額が影響を受けた場合、繰延税金資産が増減し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が2022年3月期末まで及ぶとの仮定のもと、見積りを行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	778百万円
	土地	2,592百万円
	合計	3,371百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,526百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 2000年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △975百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,521,233	—	—	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,743	58	4,800	9,001

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる58株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による4,800株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	279	18.00	2020年3月31日	2020年6月26日

- ・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	201	13.00	2021年3月31日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式および債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金預金	9,604	9,604	—
(2) 受取手形	54	54	—
(3) 完成工事未収入金	10,242	10,242	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	234	234	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	42 △42		
	—	—	—
資産計	20,136	20,136	—

	百万円	百万円	百万円
(1) 支払手形	2,559	2,559	—
(2) 工事未払金	3,943	3,943	—
(3) 短期借入金(*2)	200	200	—
(4) 未成工事受入金	938	938	—
(5) 社債(*3)	1,270	1,269	△0
(6) 長期借入金(*4)	84	83	△0
負債計	8,994	8,994	△0

(*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 短期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が控除されております。

(*3) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。

(*4) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに (3) 完成工事未収入金

これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券（その他有価証券）

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提出された価格によっております。

- (5) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに (4) 未成工事受入金

これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、(6) 長期借入金

当社の発行する社債及び当社が調達する長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

②非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額225百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	928円06銭
1株当たり当期純利益	42円02銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,332	流動負債	8,520
現金預金	7,646	支払手形	2,559
受取手形	12	工事未払金	3,319
完成工事未収入金	9,315	買掛金	83
売成工事掛支出金	100	短期借入金	232
材料貯蔵品	5	1年内償還予定の社債	480
未収入金	16	未払払	51
未収の他	198	未払法人税等	194
	36	未成工事受入金	936
		未払消費税等	36
		完成工事補償引当金	47
		賞与引当金	339
		役員賞与引当金	11
		工事損失引当金	34
		債務保証損失引当金	83
		その他	110
固定資産	5,055	固定負債	1,306
有形固定資産	3,655	社債	790
建物・構築物	873	長期借入金	52
機械・運搬具	10	長期未払金	3
土工器具・備品	38	再評価に係る繰延税金負債	445
その他	2,717	その他	15
	15	負債合計	9,827
無形固定資産	42	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	株主資本	11,593
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	8	資本剰余金	2,005
		資本準備金	1,940
投資その他の資産	1,358	その他資本剰余金	65
投資有価証券	459	利益剰余金	7,705
関係会社株	657	その他利益剰余金	7,705
長期貸付金	60	繰越利益剰余金	7,705
破産更生債権等	41	自己株式	△ 3
繰延税金資産	149	評価・換算差額等	968
その他	32	その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	△ 41	土地再評価差額金	967
資産合計	22,388	純資産合計	12,561
		負債・純資産合計	22,388

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	26,290	
兼業事業売上高	345	26,636
売 上 原 価		
完成工事原価	24,619	
兼業事業売上原価	282	24,902
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,670	
兼業事業総利益	62	1,733
販売費及び一般管理費		1,081
営業利益		652
営業外収益		
受取利息配当金	105	
その他の営業外収益	28	134
営業外費用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	1	7
経常利益		779
特別損失		
固定資産除却損	29	29
税引前当期純利益		749
法人税、住民税及び事業税	188	
法人税等調整額	20	208
当期純利益		540

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2020年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,005	7,443	7,443
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 279	△ 279
当期純利益					540	540
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			△0	△0		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			△0	△0	261	261
2021年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,005	7,705	7,705

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2020年4月1日残高	△5	11,329	△1	967	965	12,295
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 279				△ 279
当期純利益		540				540
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
譲渡制限付株式報酬	2	2				2
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			2		2	2
事業年度中の変動額合計	2	263	2		2	265
2021年3月31日残高	△ 3	11,593	0	967	968	12,561

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金 個別原価法
- ② 材料貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

② 建設工事の共同企業体(JV)に係る会計処理

主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高

- ・当期計算書類に計上した金額 18,186百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 繰延税金資産

- ・当期計算書類に計上した金額 149百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	778百万円
	土地	2,592百万円
	合計	3,371百万円

②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
----------	-------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,176百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	134百万円
長期金銭債権	60百万円
短期金銭債務	242百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34条)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日 2000年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価
と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 975百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	91百万円
	仕入高	1,000百万円

② 営業取引以外の取引による取引高		117百万円
-------------------	--	--------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,743	58	4,800	9,001

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる58株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による4,800株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	809円79銭
1株当たり当期純利益	34円85銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	渡	邊	秀	幸	ⓐ
社外監査役	丸	山	和	貴	ⓑ
社外監査役	木	部	和	雄	ⓒ
社外監査役	増	田	順	一	ⓓ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な安定配当を基本方針とし、経営環境の変化や事業展開に必要な投資に備えるため、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し業績に応じた利益還元を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき13円

配当総額 201,659,016円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つちやみゆき 土屋三幸 (1956年8月13日生)	1980年4月 当社入社 2010年6月 当社建築本部工事部工事課工事次長 2012年6月 当社リニューアル本部リニューアル部長 2013年12月 当社建築本部工事部第一工事部長 2015年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現在）	12,544株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>土屋三幸氏は、2018年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
2	なかむらかずお 中村和夫 (1957年10月16日生)	1976年3月 当社入社 2006年6月 当社管理本部財務部次長兼財務グループ長 2009年6月 当社管理本部財務部長 2016年6月 当社執行役員管理本部財務部長 2017年6月 当社取締役管理本部長（現在）	14,632株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中村和夫氏は、当社の管理部門における豊富な経験と実績に加え、2017年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
3	あかishiかずひろ 赤石和弘 (1958年8月11日生)	1982年4月 当社入社 2007年6月 当社本店営業部次長 2009年4月 当社営業推進部次長 2011年6月 当社営業推進部長 2014年6月 当社栃木支店営業部長 2015年6月 当社栃木支店長 2016年6月 当社執行役員栃木支店長 2018年6月 当社取締役営業本部長（現在）	5,300株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>赤石和弘氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	ほしの かつ ゆき 星野 克行 (1959年1月19日生)	1979年4月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店土木部長 2014年7月 当社土木本部土木推進部長 2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長 2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長 2018年6月 当社取締役土木本部長（現在）	21,373株
	【取締役候補者とした理由】 星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。		
5	あらい きよ ひこ 荒井 清彦 (1957年4月25日生)	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部次長 2011年7月 当社経営企画部長 2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長 2016年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役経営企画室長（現在）	8,753株
	【取締役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		
6	※ なか お のぶ よし 中尾 信芳 (1956年11月9日生)	1977年4月 当社入社 2013年12月 当社建築本部リニューアル部長 2015年6月 当社建築本部工事部第一工事部長 2016年6月 当社執行役員建築本部工事部第一工事部長 2017年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部工事部長 2018年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2019年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長（現在）	4,820株
	【取締役候補者とした理由】 中尾信芳氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。		
7	はやし あきら 林 章 (1949年9月28日生)	1977年3月 公認会計士登録（現在） 1978年11月 税理士登録（現在） 1979年1月 林章事務所開設（現在） 2008年6月 当社取締役（現在）	1,700株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 林章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有しており、当社はその経験・能力を高く評価しています。同氏が再任された場合には、専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	とみ おか まさ あき 富岡政明 (1955年10月12日生)	1984年12月 社会保険労務士登録(現在) 1986年3月 行政書士登録(現在) 1999年6月 富岡労務管理事務所所長(現在) 2006年11月 特定社会保険労務士登録(現在) 2018年6月 当社取締役(現在)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>富岡政明氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、経営判断、意思決定に必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 林 章、富岡 政明の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって13年となります。
富岡 政明氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
林 章、富岡 政明の両氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
6. 当社は富岡 政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末における取締役8名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、役員賞与総額1,120万円（取締役分840万円、社外取締役分80万円、監査役分200万円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針は事業報告11から12ページに記載のとおりであります。

本議案は、取締役分につきましては、会社業績や各取締役の担当部門の実績等、また、監査役分につきましては、業務遂行状況および当社事業への貢献度合い等を総合的に勘案しており、全取締役および全監査役が出席する取締役会で決定した報酬額の内容の決定方針に沿った合理的な内容であるため、相当であると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)